

大田区立中学校 P T A 連合協議会
会員の皆様

P T A 総合補償制度 補足資料
(P T A 賠償責任保険・P T A 団体傷害保険)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京南支店 大田支社

■P T A 賠償責任保険

「P T A の活動中①に P T A 会員② 自体が被った法律上の損害賠償責任」

- ① P T A が企画・立案し、主催する学習活動および実践活動（P T A 活動）の遂行に起因する他人の身体の障害・財物の損壊をいいます。
- ② 生徒自身・保護者を指します。生徒の祖父母・兄弟は含まれません（但し、実態として祖父母・兄弟が保護者となっている場合を除く）。

【具体例】

- ・催物会場で案内板が突然倒れて入場者が負傷した。
- ・水泳教室で監督指導が不十分であったため児童が溺れて死亡した。



「P T A 会員が 第三者から借用した財物③ の 損壊事故④」

- ③ P T A 活動にあたって借り受けしたスポーツ用具・各種教育資材等を指します。「第三者」には P T A 会員は含みません。
- ④ P T A の管理下で使用・管理している間に、P T A 会員が損壊・紛失・盗取された事故をいいます。

【具体例】

- ・P T A 主催の野球教室の為にレンタル店からバットを借りていたが、使用中に折ってしまった。



「生徒の日常生活上の行為⑤ によって生じた対人・対物事故」（オプションプラン）

- ⑤ 生徒の行為による事故に限ります。P T A の管理下・日常生活で問わず補償対象となります。

【具体例】

- ・P T A の生徒が自転車で買い物の途中に歩行者と衝突しケガをさせた。
- ・P T A の生徒が公園で野球をしていて、他人の家のガラスを割ってしまった。



■P T A 団体傷害保険

「P T A 行事参加中⑥ に被ったケガを補償」

- ⑥ P T A が主催するスポーツ大会等の P T A 行事のほか、パトロール・声掛け運動等の P T A 活動も含まれます。

【具体例】

- ・P T A の生徒が P T A 主催の陸上競技大会で転倒しケガをした。
- ・P T A 会員が P T A 主催の声掛け運動中に自転車に跳ねられケガをした。



※有責・無責（保険金の支払い可否）判断は個別ケースによりますので、P T A 総合補償制度のご案内に記載の取扱代理店へお問い合わせください。